

発表事項

- 1 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更
- 2 改組に伴う関係者への周知
- 3 懲戒処分
- 4 令和7事業年度前期高齢者等特別会計の決算の承認並びに令和8事業年度特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の認可
- 5 令和8年5月審査分の審査状況
- 6 令和8年6月審査分の特別審査委員会審査状況

D X 審査支払機構の運営会議委員選任に向けての定款変更

定款変更の理由及び概要

- 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）附則第20条において、支払基金は、10月1日の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「D X 審査支払機構」という。）への移行前に、運営会議の委員を選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとされている。
- 上記による移行前の運営会議委員の選任等については、改正法附則において、各関係者を代表する委員については関係団体の推薦によるものとされている他、必要な事項は定款で定めるものとされていることから、現行理事会において運営会議委員の選任の議決を行う旨を定款に定めることとする。
- ※ 運営会議委員の選任は、今回の定款変更に係る厚労大臣の認可後、8月理事会で実施予定。また、新組織発足時に、速やかに運営会議においてD X 審査支払機構の中期計画及び年度計画を議決できるよう、9月を目途に、運営会議委員に就任するものとして選任された者による準備会合を開催し、中期計画案及び年度計画案について、あらかじめ議論いただく予定。
- ※ 改正法附則第18条に基づき、支払基金は、10月1日までに、改正法による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に適合するよう定款を変更する必要があることから、9月理事会において、当該定款変更について議論・議決いただく予定。

定款変更

- 新組織への移行時の経過措置として、附則に、機構発足時の運営会議委員を理事会で選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとするを規定する。【施行日：厚生労働大臣の認可日】

変更後【附則第9条】	変更前
第九条 この基金は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号。以下「改正法」という。）附則第二十条に基づき、改正法による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）第八条第一項の運営会議の委員を理事会で選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。	(新設)
2 前項の選任については、機構法第八条第二項から第五項までの規定の例による。	

(参考) 今後のスケジュール

	7月				8月				9月				10月					
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	1日	2日～				
運営会議 立上げ	委員推薦等の手続き				8/24 理事会 で議決				認可申請	大臣認可	新組織移行				発足			
定款変更	7/27 理事会 で議決				認可申請	大臣認可	9/14 運営会議準備会合で合意								理事会で議決	認可申請	大臣認可	施行
中期計画 ・ 年度計画	検討・作成														運営会議で議決 (持回り)	中期計画の 認可申請		
政府の 推進方針					○ 厚労省による推進方針案提示										大臣認可	年度計画の届出		

○ 厚労省による推進方針案提示

参照条文

- 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）（抄）

第八条 機構に、機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置く。

- 2 運営会議の委員は、次の各号に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ当該各号に定める員数以内とする。

- 一 保険者を代表する者 三人
- 二 診療担当者を代表する者 三人
- 三 被保険者を代表する者 一人
- 四 地方公共団体を代表する者 一人
- 五 保健医療又は保健医療に係る情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験者 一人

- 3 前項の選任は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める団体の推薦（第三号にあつては共同推薦）によるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる者 その所属団体又は連合会
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる者 それぞれの所属団体
- 三 前項第四号に掲げる者 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。次項において同じ。）

- 4 前二項の規定により委員を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者、被保険者を代表する者及び地方公共団体を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体、連合会並びに都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織に求めるものとする。

- 5 委員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 6 厚生労働大臣は、委員が、法令若しくは定款又は第三十九条に規定する命令に違反したときは、機構に対し、その委員を解任すべきことを命ずることができる。

- 7 厚生労働大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その委員を解任することができる。

- 8 前各項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、定款で定める。

参照条文

○ 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）（抄）

※第五号施行日：公布日から1年6月以内に政令で定める日
（令和8年10月1日）

附則

（略）

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 支払基金は、第五号施行日までに、その定款を第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）第四条第一項の規定に適合するように変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

第二十条 支払基金は、第五号施行日までに、機構法第八条第二項から第五項まで及び第八項の規定の例により、候補者の推薦を求め、運営会議の委員を選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

第二十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に在職する支払基金の理事長、理事（次項に規定する理事を除く。）又は監事である者は、それぞれ第五号施行日に機構法第十四条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に在職する支払基金の理事のうち、第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法第十条第三項の規定によりそれぞれの所属団体が推薦した者である理事は、それぞれ第五号施行日に機構法第十四条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた審査支払運営委員とみなす。

第二十二条 第五号施行日以後最初の事業年度の機構法第三十条に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後最初の中期計画について前条 第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

参照条文

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）（抄）

第四条 基金は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 各保険者との契約の締結に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。